ウ　狭帯域直接印刷電信装置	製造者名、名称、製造番号、方式、信号の伝送速度、マーク周波数及びスペース周波数並びに符号構成（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
エ　変調信号処理装置	ＡＴＩＳ番号

15　17の欄は、設備規則第９条の２第６項に規定するデータ伝送装置を備える船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。

16　18の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

17　19の欄は、添付図面として、機器配置図、無線設備系統図、電源系統図及びブロッキングチャートを添付し、□にレ印を付けること。ただし、次の図面は添付を省略することができる。

⑴　注19⑴又は注22に該当する場合の当該機器に係る図面

⑵　注21に該当する場合の当該部分に係る図面

⑶　当該無線局の他の装置に係る図面と同一である図面（20の欄にその旨を記載すること。）

⑷　10の欄において「―」を記載した場合の無線設備系統図

［⑸　略］

18　［略］

19　20の欄は、第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条の２第６項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の３第１項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

［削る］

20　22の欄は、次によること。

⑴　周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

［⑵～⑸　略］

21　［略］

22　［略］

23　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

24　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

3　狭帯域直接印刷電信装置	製造者名、名称、製造番号、方式、信号の伝送速度、マーク周波数及びスペース周波数並びに符号構成（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）

17　18の欄は、設備規則第９条の２第７項に規定するデータ伝送装置を備える船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。

18　19の欄は、記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

19　添付図面として、機器配置図、無線設備系統図、電源系統図及びブロッキングチャートを添付し、20の欄の該当する□にレ印を付けること。ただし、次の図面は添付を省略することができる。

⑴　注21⑴又は注24に該当する場合の当該機器に係る図面

⑵　注23に該当する場合の当該部分に係る図面

⑶　当該無線局の他の装置に係る図面と同一である図面（備考の欄にその旨を記載すること。）

⑷　11の欄において「―」を記載した場合の無線設備系統図

［⑸　同左］

20　［同左］

［新設］

21　21の欄は、次によること。

⑴　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条第５項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号により明示すること。

⑵　無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第３条第２項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

22　23の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

⑴　周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

［⑵～⑸　同左］

23　［同左］

24　［同左］

25　当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の様式に適宜記載すること。

26　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。